

公告 第709号

令和4年度任意継続被保険者の標準報酬月額公告

健康保険法第47条2号の規定により、当健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬月額、及び適用期間を下記の通り公告する。

令和4年2月17日
フランスベッドグループ健康保険組合
理事長 池田 茂

—記—

- 標準報酬月額（上限） 340,000円（24等級）
* 令和3年9月30日の全被保険者の報酬月額を平均した金額、330,110円を基礎としています。
- 適用年月日 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 保険料
・ 一般保険料月額 37,811円【保険料率 11.121%（調整保険料含）】
・ 介護保険料月額 5,440円【保険料率 1.7%】
* 上記の金額は標準報酬月額が34万円の方の金額です。

以上